

## ガバナンス・コンプライアンス

東近江 FC レジリエンス（以下、この団体という）は、ガバナンス・コンプライアンスに係る次の基本的事項を定め、この団体の全てのスタッフはこれを遵守するものとする。

### 第1章 総会の運営に関する事項

第1条（種別）この団体の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第2条（機能）総会は法令又は会則で定められた以下の事項について決議する。

- 1、 会則の変更
- 2、 解散及び合併
- 3、 会員の除名
- 4、 事業計画及び予算並びにその変更
- 5、 事業報告及び決算
- 6、 スタッフの職務及び報酬
- 7、 入会金及び会費の額
- 8、 資産の管理の方法
- 9、 解散における残余財産の帰属
- 10、 事務局の組織及び運営
- 11、 その他運営に関する重要事項

第3条（開催）通常総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

臨時総会は下記に該当する場合及び必要に応じて開催する。

- 1、 代表者が必要と認め招集の請求をしたとき
- 2、 スタッフ、会員からの相談や議題があったとき
- 3、 スタッフが代表者の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況を監査した結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは会則に違反する重大な事実があることを発見し、総会に当該事実を報告する必要があると認めた場合において、スタッフ、会員から招集があったとき。

第4条（招集者権）総会は前条第3項の場合を除き、代表者が招集する。

第5条（招集理由、目的）代表者は総会の目的、理由を示して招集する。

第6条（決議）総会の議事は、出席したスタッフ会員の対話によって決議する。

第7条（議事録）総会の議事については議事録を作成し、この団体に関わる全ての人が共有できる形とする。

## 第2章 経理に関する事項

第8条（会計処理の原則）この団体の会計は専属の会計事務所である〈安居会計事務所〉を通して、法令、会則及び一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して行わなければならない。

第9条（会計区分）この団体の会計について、法令の要請等により必要とされる場合は会計区分を設けるものとする。

第10条（経理責任者）経理責任者は〈安居会計事務所〉藤関徹とする。

第11条（勘定科目の設定）この団体の会計においては、財務及び会計の全ての状況を的確に把握するために必要な勘定科目を設ける。

第12条（会計帳簿）この団体の会計帳簿は次のとおりとする。

（1）主要簿

ア 仕訳帳

イ 総勘定元帳

（2）補助簿

ア 現金出納帳

イ その他必要な勘定補助簿

第13条（証憑）証憑とは、団体の内部又は外部で発行される書類で取引の裏付けとなるものをいい、請求書、領収書、契約書、電算出力帳票、その他会計伝票の正当性を立証する書類をいう。

第14条（帳簿の更新）帳簿は、原則として毎月末に締切り、会計年度ごとに更新する。

第15条（帳簿の保存期間）経理関係書類の保存期間は、次のとおりとする。ただし、法令が定める期間がこれを超えるものについてはその定めによる。

- |            |     |
|------------|-----|
| 1、決算書類     | 永久  |
| 2、予算書      | 10年 |
| 3、会計帳簿、伝票  | 10年 |
| 4、契約書、証憑書類 | 10年 |
| 5、その他の必要書類 | 10年 |

第16条（金銭の範囲）この規定で金銭とは、現金及び預貯金をいい、現金とは通貨のほか、随時に通貨と引き換えることができるものを指す。

第17条（出納責任者）金銭の出納、保管については、出納責任者を置くものとする。出納責任者は経理責任者が任命する。

第18条（金銭の出納）金銭の出納について、出納責任者が承認した証憑に基づいて行う。

第19条(固定資産の範囲) 固定資産とは耐用年数1年以上で、かつ取得金額20万円以上の有形固定資産及びその他の資産とする。

第20条(取得価額) 固定資産の取得価額は次の各号による。

- 1、 購入に係るものは、その購入価格に付随費用を加算した額
- 2、 贈与によるものは、その時の適正な評価額

第21条(固定資産の管理責任者) 固定資産の管理責任者は代表者とする。

第22条(固定資産の取得及び処分等) 固定資産の取得、売却及び処分については総会での承認を得なければならない。

第23条(予算の目的) 予算は各会計年度の大まかな事業計画を基に、事業の円滑な運営を図ることを目的として、収支の合理的な規制を行うものである。

第24条(収支予算の作成) 収支予算は事業計画に基づき、毎会計年度開始前に代表者とスタッフが作成し、総会の議決により定める。

第25条(収支予算の執行) 各事業年度における費用の支出は、収支予算書に基づいて行うものとする。

第26条(決算の目的) 決算は、会計期間の会計記録を整理し、財務及び会計の全ての状態を明らかにすることを目的とする。

第27条(決算整理事項) 経理責任者は、毎会計年度終了後速やかに、当該会計年度末における収支決算書を作成し提出しなければならない。

### 第3章 雑則

第28条(改廃) この規定を改廃するときは、総会の議決を経なければならない。

この規定は2022年4月1日から施行する。

以上